



NO.546

# 1回で解約できないの？

通販サイトの定期購入に関する相談が今も多く寄せられています。

**相談** ネットショッピングで「美容液単品1万2千円が初回2980円、2回目以降40パーセントオフ！」という広告を見た。回数縛りはなく、いつでも解約可能と書かれていたのでネット注文した。申し込み内容が表示されたとき、突然「8分間限定 特別割引クーポン」が現れた。クーポンを利用すると千円引きになり、2回目以降もさらに5パーセント引きになるという。お得だと思い、クーポン利用ボタンを押して購入した。初回の商品が届いた後、解約の電話をかけると「特別割引クーポンを利用しているため3回の定期コースの契約になっている。あと2回購入しないと解約できない」と言われた。コース変更になつていないと思わなかった。解約したい。

事例のサイトを確認すると、規約と最終確認画面に小さな字で「特別割引クーポンを利用するとコースが切り替わります。3回の受け取りを条件に特

消費生活センター(ステーションビル3階) ☎7533・5555

別割引が適用されます」と書かれていました。クーポン利用ボタンの周辺には利用条件の記載はなく、時間制限を設けて、よく確認する時間がないなど問題があると思われました。しかし、業者は「表示はしている」と主張し、センターとの交渉には一切応じませんでした。

「初回無料」「お試し」などの広告で定期購入の契約をさせるなどのトラブルが急増したため、令和4年6月から改正特定商取引法が施行されました。それにより、最終確認画面で、購入回数・支払総額・解約条件や方法など一定事項の表示が義務付けられました。表示がなく、消費者が誤認して契約したときは、契約を取り消しできる場合があります。事例の場合は、改正前の契約だったため適用されませんでした。注文する際には、最終確認画面をしっかりと確認しましょう。最終確認画面のスクリーンショットを撮り、サイトからの注文確認メールは保存しておきましょう。



**Q** 年末年始にかけての発熱時の対応について教えてください。

**A** 新型コロナウイルス感染症は9月以降はやや落ち着きを見せていますが、年末年始にかけて第8波襲来とインフルエンザの同時流行も懸念されており、その他上気道炎(普通の風邪)など発熱疾患が増加する季節です。

9月26日から感染症診療や届け出の流れが変わり、発熱時の対応がやや分かりにくくなっています。感染状況により今後変更の可能性もありますが、大まかな流れは次の通りです。

●65歳以上の高齢者、重症化リスクのある方、妊婦の方などは従来通り事前連絡の上、発熱外来を受診。陽性時には、保健所に発生届が提出されます。●それ以外の若年輕症者の方は、自己検査が原則。陽性の場合には陽性者登録センターにご自身で登録してください

い。自己検査が困難な場合やインフルエンザの検査が必要な際は受診が必要ですが、必ず電話などで診療の可否を確認してから受診してください。若年輕症者の方は、陽性でも保健所からの連絡はありませんが、病状悪化時などの相談窓口が設けられています。届出方法、相談方法などは府ホームページに詳しく記載されていますので、事前に確認しましょう。

年末年始は多くの医療機関が休みになります。できればご自宅にコロナ抗原キット人数分と、解熱剤程度は常備しておくと良いでしょう。キットは職場から配布されていなければ、一部の薬局で購入できます(無料配布は終了しています)。また有症状の場合は府ホームページから申し込むことができます。ただし、キットは必ず「体外診断用医薬品」の記載のあるものを使用してください。「研究用」は精度が確定しておらず、届けることができません。

水際対策の大幅緩和などで人流もほぼコロナ前に近い水準に増加しています。本稿執筆時にはすでに海外では増加、国内では下げ止まりの徴候があり、かつ第二類感染症であることは変わりません。引き続き油断せず、最低限の感染症対策はまだしばらく必要となります。

池田市医師会